

★ 広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第四十号）  
（都市計画課）

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例（令和三年広島県条例第三十七号）の施行期日は、令和四年七月一日とすることとした。